

# 緑化協議制度の一部改正のお知らせ

緑化推進協議の対象外となる要件を追加しました。

以下の行為については、緑化推進協議の対象外となります。



## ●仮設興行場等の建築

建築基準法第85条第5項に規定する仮設興行場等の建築

## ●ガソリンスタンド等の建築

危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所

・ガソリンスタンド

液化石油ガス保安規則第2条第1項第20号に規定する施設

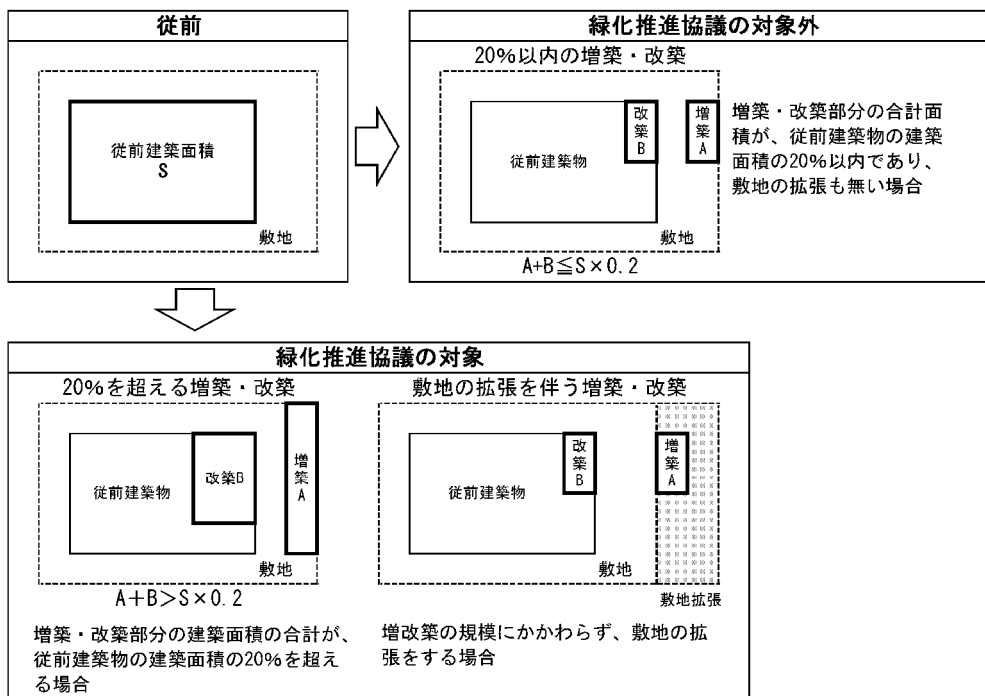
・液化石油ガススタンド

一般高圧ガス保安規則第2条第1項第23号から25号に規定する施設

・圧縮天然ガススタンド ・液化天然ガススタンド ・圧縮水素スタンド

## ●敷地の拡張を伴わない小規模な増築・改築

敷地の拡張を伴わない建築物の増築・改築で、増築・改築の建築面積の合計が従前建築面積の5分の1（20%）以内であるもの



平成31年4月1日以降の申請分から適用になります。

引き続き、緑の保全・緑化の推進にご協力ください。